

令和3年度固定資産税・都市計画税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した次の中小事業者等の方に対して、令和3年度課税の償却資産と事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額を2分の1又はゼロとします。なお、令和2年度課税分に対する減免措置はありませんが、事業収入に減少があった場合、徴収猶予の特例制度を利用できる場合があります。

【対象となる年度】 令和3年度固定資産税及び都市計画税

【対象となる資産】 償却資産及び事業用家屋

【対象となる方】

- 1 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
(「同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人」又は「複数の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人」を除く)
- 2 資本金若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 3 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

【減免の基準】 令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の売上高を前年の同期間と比較し、売上高減少の程度に応じた減免を適用します。

売上高の減少率	減免の割合
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

【必要書類】

- 1 減免申請書
- 2 売上高が減少したことを証明する書類
(令和2年中の売上高が減少したことが分かる連続する3か月間の帳簿、令和元年中の同期間の帳簿 など)

※ 国から制度の詳細が示され次第、改めてお知らせします

【提出期限】 令和3年1月31日

☞お問い合わせ先 財務課税務係 ☎ 68-7002 (係直通)

国勢調査2020

令和2年9月から国勢調査を実施します。日本国内に住むすべての人(外国人も含みます)と世帯を対象とする統計調査です。調査員が調査に必要な書類の配布にうかがいます。

回答方法 インターネット回答または調査票(紙)による回答

回答期間

- ① インターネット回答 令和2年9月14日～10月7日(予定)
- ② 調査票(紙)による回答 令和2年10月1日～10月7日(予定)

提出方法

- ① インターネットで回答した場合、調査票(紙)の提出は不要です。
- ② 調査票(紙)で提出する場合、郵送提出用封筒に入れて投函する方法と調査員に提出する方法があります。調査員へ提出する場合、後日、訪問する日時を調査員と調整願います。



インターネット回答や郵送提出をしていただくと、調査員の訪問機会が減るため、新型コロナウイルス感染拡大の防止に繋がります。インターネット回答または郵送提出のご協力をお願いします。